

## 令和 8 年度佐賀県保育人材確保のための動画・コミック発信業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和 8 年度佐賀県保育人材確保のための動画・コミック発信業務委託

### 2 目的

令和7年度に保育者確保を目的として動画・コミックを制作した。県内では保育士養成施設(以下「養成施設」という。)への進学者数及び卒業後の保育施設への就職者数はいずれも減少傾向にあり、保育人材の確保は喫緊の課題となっている。本動画・コミックは、高校生や保育士養成施設の学生、大学生(以下「学生」という。)、保育士資格を保有しているものの保育の職に就いていない者や、保育の仕事に興味のある者(以下「潜在保育者」という。)及び保護者に対し、保育の魅力を発信することを目的に制作した。

本業務は、主に佐賀県内の学生、潜在保育者及び保護者等を中心に、周辺地域(福岡県、長崎県)も視野に入れ、当該動画・コミックを活用し、より多くの対象者に効果的に周知するための広報手法の企画及び実施を行い、保育の魅力発信及び保育人材の確保につなげることを目的とする。

### 3 業務の概要

本業務において広報の対象とする既存の素材は、次のとおりとする。

- ・動画コミック(3分程度) 2本、ショート動画(30秒)1本
- ・四コマ漫画 一式

なお、当該動画コミックは、動画共有サービス(YouTube)に公開済みであり、発注者は、本業務の実施に当たり、当該素材のデータを受託者に提供するものとする。

### 4 業務内容

#### (1) 広報計画の企画・立案

受託者は、本業務の目的を達成するため、主に佐賀県内の学生、潜在保育者及び保護者等を対象とし、周辺地域も視野に入れた効果的な広報計画を企画・立案すること。

なお、広報手法については受託者からの提案によるものとし、媒体の特性や対象者の属性を踏まえ、既存の動画コミック(3分程度の動画2本)及び四コマ漫画の特性を活かした周知方法を提案すること。

また、メインターゲットを学生、潜在保育者、保護者とし対象者の属性(年齢層、地域、興味関心等)については、受託者からの提案を踏まえ設定するものとする。

なお、広報計画については、実施スケジュール及び媒体別の実施内容を含めたものとする。

## (2) 広報資材の作成

受託者は、広報の実施に当たり、必要に応じて、バナー、画像、広告用動画(短尺動画等)の制作、テキスト等の広報資材を作成すること。

## (3) 広報の実施

受託者は、前号により企画・立案した広報計画に基づき、既に公開している動画コミック(YouTube 掲載済み)及び四コマ漫画について、より多くの対象者に届くよう広報を実施すること。

なお、インターネット広告、SNS 広告、動画配信サービス、学校等への周知その他効果的と考えられる手法を活用すること。

本事業の広報に当たっては、本事業に限らず、県が実施する保育人材確保に関する事業等についても、県と協議の上、可能な範囲で広報媒体を活用するなど柔軟に対応すること。

## (4) 効果測定及び分析

受託者は、広報の実施結果について、動画の再生回数、表示回数、クリック数、視聴維持率等の指標を用いて効果を測定し、その結果を分析すること。

## (5) 報告書の作成

受託者は、業務完了後、実施内容及び効果測定結果を取りまとめた報告書を作成し、提出すること。

## (6) 打合せ及び進行管理

ア 事業を確実かつ効果的に実施できる人員体制を確保すること。また、業務の実施に当たっては、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行い、県からの指示を受ける窓口として統括責任者を配置し、円滑な業務に努めるものとする。

イ 県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務実施においては県と定期的な協議(オンライン又は対面)を行うなど緊密な連携を取ること。なお、遂行状況については、随時報告を行うものとする。

## 5 成果目標

本業務においては、動画コミック及び四コマ漫画の広報効果を把握するため、次に掲げる指標を例示する。

### 【設定する指標】

ア 動画の視聴回数

イ コミックの閲覧数

ウ 視聴維持率

【参考として例示】

エ 広告表示回数(インプレッション数)

オ クリック数

カ クリック率(CTR)

・その他、広報効果を測定するために有効と認められる指標

なお、具体的な目標値については、受託者からの提案を踏まえ設定するものとし、提案時に各指標に係る目標値及びその根拠を示すこと。

## 6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 7 委託料

5,269千円を上限とする(消費税及び地方消費税含む。)

## 8 納品物

### (1) 広報計画書

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務開始の5営業日前までに]

### (2) 実施報告書

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

なお、実施報告書には、次に掲げる内容を含めること。

ア 広告の実施内容(媒体別)

イ 動画再生回数

ウ コミック閲覧数

エ 成果目標で設定した指標

オ その他効果を測定するための指標

ク 効果の分析及び改善提案

### (3) 当事業で作成した広報データ(バナー、画像、広告用動画等の広報資材)

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

### (4) その他、県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

## 9 支払方法

前金払(保険料に係る部分に限る)、完了払

## 10 その他

(1)本業務に関する事務は、受託者が行う。

- (2) 受託者は、業務の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。
- (3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物がある場合、その著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
  - ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
  - イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (5) (4)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本業務の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課に確認しながら、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。
- (13) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない

事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。